



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *28 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *29 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則 (//)..... 2

規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (平成21年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 条例別表第1第5項に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 (2) 和歌山県営住宅条例第13条第1項若しくは第14条第1項の知事の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 和歌山県営住宅条例第16条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答 (4) 和歌山県営住宅条例第18条 (第31条第3項において準用する場合を含む。) の家賃若しくは金銭若しくは同条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答 (5) 和歌山県営住宅条例第30条第4項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 (6) 入居者若しくは同居者の生存の事実又はそれらの者の氏名若しくは住所の変更の事実の確認
6 条例別表第1第6項に規定する規則で定める事務	支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
7 条例別表第1第7項に規定する規則で定める事務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) 第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項において同じ。) の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

別表第2の2の項を次のように改める。

2 条例別表第2教育委員会の部2の項に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則 (平成14年和歌山県教育委員会規則第19号) 第5条第1項の貸与の予約の申請若しくは同規則第5条の2第2項若しくは第5条の3の貸与の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答 (2) 修学奨励金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人若しくは保護者の生存の事実又はそれらの者の氏名若しくは住所の確認
---------------------------------	--

別表第2の3の項中「者又は」を「者若しくは」に、「、氏名又は」を「又はそれらの者の氏名若しくは」に改め、同表5の項を同表8の項とし、同表4の項を同表7の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 条例別表第2教育委員会の部4の項に規定する規則で定める事務	経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答
5 条例別表第2教育委員会の部5の項に規定する規則で定める事務	支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
6 条例別表第2教育委員会の部6の項に規定する規則で定める事務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

和歌山県規則第29号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成29年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第2条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	事務
1 条例別表第1の1の項（1）に規定する規則で定める事務	支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 条例別表第1の1の項（2）に規定する規則で定める事務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。7の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
3 条例別表第1の1の項（3）に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 (2) 和歌山県営住宅条例第13条第1項若しくは第14条第1項の知事の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 和歌山県営住宅条例第16条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 (4) 和歌山県営住宅条例第18条（第31条第3項において準用する場合を含む）

	<p>む。)の家賃若しくは金銭若しくは同条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 和歌山県営住宅条例第19条第1項の敷金の徴収に関する事務</p> <p>(6) 和歌山県営住宅条例第30条第1項又は第39条第1項の明渡しに関する事務</p> <p>(7) 和歌山県営住宅条例第30条第4項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>(8) 和歌山県営住宅条例第31条第1項の家賃の決定又は同条第2項の金銭の徴収に関する事務</p> <p>(9) 和歌山県営住宅条例第33条第1項の収入の状況の報告の請求等に関する事務</p>
4 条例別表第1の2の項 (1) に規定する規則で定める事務	経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
5 条例別表第1の2の項 (2) に規定する規則で定める事務	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則 (平成14年和歌山県教育委員会規則第19号) 第5条第1項の貸与の予約の申請若しくは同条例第5条の2第2項若しくは第5条の3の貸与の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務
6 条例別表第1の2の項 (3) に規定する規則で定める事務	支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
7 条例別表第1の2の項 (4) に規定する規則で定める事務	<p>(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>